

男鹿市教育委員会告示第1号

男鹿市スクールバス運行管理規程の一部を改正する告示

男鹿市スクールバス運行管理規程（平成17年男鹿市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用範囲) 第2条 スクールバスの利用範囲は、次に掲げるところによる。 (1)～(5) (略) (6) その他教育委員会が特に認めた場合の輸送</p>	<p>(利用範囲) 第2条 スクールバスの利用範囲は、次に掲げるところによる。 (1)～(5) (略) (6) その他教育委員会が特に認めた場合の<u>児童及び生徒</u>の輸送</p>
備考 改正箇所は、	

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。